

**令和2年  
2月1日施工**

## ガソリン・混合油を 携行缶で購入される皆さま

令和元年7月に京都府で発生した爆発火災を受け、同様の事案発生を防止するため「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」が公布されました。

これにより、ガソリン・混合油を携行缶で購入される方に対して、

- ① 本人確認(運転免許証・保険証などの提示)
- ② 使用目的の確認を行うとともに、販売記録を作成することが義務付けられました。

**※販売記録 例**

ガソリンの詰替え販売注文書	
住 所	
氏 名	
使用目的	<input type="checkbox"/> 農業用 <input type="checkbox"/> 林業用 <input type="checkbox"/> 工事・発電機用 <input type="checkbox"/> レジャー用 <input type="checkbox"/> 自家用(除雪等) <input type="checkbox"/> その他( )
※以下は従業員が記載します。	
本人確認の方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> 総統顧客 <input type="checkbox"/> 会員証 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他( )
数量	20

**!!!ガソリンを取り扱う時の注意事項!!!**

**灯油用ポリ容器** **ガソリン携行缶**

ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

**!噴出注意!**

★周囲の安全を確認  
★フタを開ける前に  
①エンジン停止  
②エア抜きをする  
★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください。

セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!

**皆さまのご理解とご協力をお願いいたします**

## 飲食店・事務所などでマナーからルールへ! 4月1日から原則屋内禁煙!

健康増進法の一部を改正する法律が2018年7月に成立し、昨年7月1日からは一部施行として公共施設などの敷地内が全面禁煙、今年の4月1日からは全面施行となり、事業所などで工事が必要となるなどの影響が考えられます。

**～改正のポイント～**

- ①多くの施設において、屋内原則禁煙化
- 多数の利用者がいる施設、飲食店・事務所などの全施設で原則屋内禁煙となります。  
※加熱式たばこも規制の対象
- ②20歳未満の喫煙エリアへの立ち入り禁止
- 20歳未満は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、屋内・屋外全ての喫煙室・設備に立ち入り禁止となります。これは施設の従業員であっても同様で、立ち入らせた場合、施設管理者は指導・助言の対象となります。
- ③義務違反時の指導・命令・罰則について
- 改正法により、違反者には最大50万円の罰則(過料)が科せられることがあります。  
過料の金額については、都道府県知事などの通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定されます。
- ④事業者に対し財政・税制的支援があります
- ◆受動喫煙防止対策助成金  
(高知労働局 088-885-6023)  
喫煙室設置などに係る経費のうち、工事・設備費・備品費・機械装置費などの1/2(飲食店は2/3)で、上限100万円を助成
- ◆特別償却・税額控除制度  
商工会などの経営改善に関する指導に基づいて取得した、飲食店で設置する各種喫煙室に係る器具備品・設備に適用
- ⑤一定基準を満たすと各種喫煙室を設けられます
- 専用室・可能室・加熱式たばこ専用室・目的室

**～設置する場合の義務～**

◆施設・喫煙室の出入口に標識を掲示

喫煙専用室 Designated smoking room	標識例	喫煙目的室あり Smoking room available

◆喫煙室の出入り口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上

◆煙が室外に流出しないよう、壁・天井などで区画されている

◆煙が外部の場所に排気されている

◆高知県中央東福祉保健所へ喫煙可能室を設置する届を提出する

**～既存小規模飲食店への経過措置～**

以下の条件を満たす場合、経過措置として喫煙可能室(飲食可)の設置が可能です。

◆2020年4月1日現在営業している飲食店  
◆資本金が5,000万円以下  
◆客席面積100m<sup>2</sup>以下

詳しくは、  
**厚生労働省HP  
「なくそう!望まない受動喫煙」**  
でお知らせされています。